

平成 22 年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業
(知的財産権侵害対策強化事業)
インターネット上の知的財産権侵害対策に係る調査業務 公募要領

1. 委託事業の概要

(1) 委託事業の目的

知的財産権侵害対策強化事業では、海外において氾濫している知的財産権侵害問題に対し、著作権等による権利執行に加え、産業財産権、及び産業財産権以外の法制度等も活用しながら、コンテンツ業界が連携し対策を講じるものとします。

本委託事業は、インターネット上の知的財産権侵害対策として、インターネット利用者を対象としたオンラインアンケートの実施及び結果の分析により、国内のファイル共有ソフトによる知的財産権侵害の実態等を把握することを目指します。

(2) 委託事業の内容

以下の調査業務を実施し、その成果を報告書にまとめる。

① 国内のファイル共有ソフトによる知的財産権侵害実態の調査

インターネットユーザーが、ファイル共有ソフトを利用しているかどうか、利用している者については、どのような利用をしているのかを調査し、その結果を分析する。

調査の条件は以下とする。

- ・調査手法は、Web を利用したアンケート（オンラインアンケート）とする。
- ・オンラインアンケートは、以下の内容で構成することを想定している。
 - 1) ファイル共有ソフトを現在利用しているかどうか等を質問する「スクリーニング調査」
 - 2) 「スクリーニング調査」においてファイル共有ソフトを現在利用していると回答したサンプルを対象に、ファイル共有ソフトの利用の仕方等を質問する「本調査」
- ・オンラインアンケートの調査対象は 10 才以上、サンプル数は、「スクリーニング調査」の回答において、男女合計 20,000 人以上を想定している。
- ・設問数は、属性に関する質問を除き、「スクリーニング調査」「本調査」合計で 50 問程度を想定している。
- ・オンラインアンケートの調査項目の例示は以下の通りだが、具体的な設問内容については、当機構及び当機構が指定する第三者の有識者で構成される委員会と協議のうえ、決定することを想定している。

調査項目例：

- 1) ファイル共有ソフトの利用の有無（過去の利用経験含む）
- 2) 利用しているファイル共有ソフトの名称
- 3) ファイル共有ソフトを利用してダウンロード・アップロードした経験のある著作物の種類、数量等

(3) 契約形態

委託契約

(4) 委託事業採択件数

採択件数 1件

(5) 委託事業の実施期間

委託事業のうち、オンラインアンケートの実施は平成22年11月を想定している。また、成果物の納入は、契約締結日から平成23年2月末までの期間とするが、具体的には当機構と調整のうえ、設定する。

(6) 納入物

- ・調査報告書30部
- ・調査報告書及び調査報告書概要版・電子媒体一式（CD-ROM又はDVD-ROMで、報告書の透明テキストファイル付PDFファイルを含む。）
- ・調査報告書概要版については、英語訳版も作成すること。

(7) 委託費の額

8,000千円（税込）を上限とする。

最終的には申請内容を当機構と調整のうえ、契約金額を決定する。

2. 提案の前提・注意事項

- ・基本はオンラインアンケートとし、インターネット利用者におけるファイル共有ソフト利用の有無等の実態を明らかにする調査方法を、具体的に提案すること。
- ・提案では、「スクリーニング調査」における想定対象（年齢層、サンプル数）、および「スクリーニング調査」「本調査」における想定設問数は、最低でも明確にすること。
- ・「スクリーニング調査」における未成年者層（10才以上20才未満）のサンプル数を一定程度確保する方法を、具体的に提案すること。
- ・また、国内におけるオンラインアンケートの実施に併せて、国外（特に中国本土）においても、同様の手法・内容によるオンラインアンケートを実施できる場合には、特に提案に含めること。

3. 応募資格

提案に係る申請書を提出できるのは次の要件が備わっている企業等とする。

- (1) 本委託事業を円滑に実施できる能力・組織・人員等の経営基盤を有し、かつ法令遵守、金銭管理、情報管理等の面で適切な管理能力を備えていること。
- (2) 本委託事業の遂行に必要な関連知識を有していること。
- (3) 本委託事業に関する契約を当機構との間で直接契約できること。

4. 応募方法および提案書の提出

応募書類は別添「記入要領」「申請様式」に従って日本語にて作成し、以下に示す書類を一つの封筒により提出してください。

封筒には、「平成22年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業（知的財産権侵害

対策強化事業) インターネット上の知的財産権侵害対策に係る調査業務 応募書類在中」と記載してください。

①公募申請書<様式1>

②公募提案書<様式2>

③公募申請受理票<様式3>

④返信用封筒(定形・切手貼付)<2枚>(持参の場合は1枚)

※返信用封筒には返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手(80円)を貼付してください。

提出された応募書類は、機密保持に十分に留意し、本委託事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

なお、提出後、内容についてヒアリングさせていただく場合があります。但し、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開対象となります。

5. 提出期限および提出先等

提出期限：平成22年7月12日(月)17時

提出先：〒102-0082 東京都千代田区一番町23-3 日本生命一番町ビルLB
一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 事務局 坂田

FAX: 03-3512-3906 E-mail: s-sakata@toda-cj.jp

(E-mailアドレスは‘AT’を‘@’に置き換え、ご利用ください。)

※お問い合わせは、FAXまたは電子メールをご利用ください。お問い合わせ受付締め切りは平成22年7月5日(月)13時までとさせていただきます。

※お問い合わせは、申請書類の記載方法や公募要領の記載内容の確認に限ります。

6. 選定

(1) 審査方法

選定にあたっては、当機構が指定する第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

①3. の応募資格を満たしているか。

②提案内容が、1.(1)の本委託事業の目的に合致しているか。

③事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。

④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。

⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

7. 契約

(1) 委託契約の締結

採択された委託事業については、当機構と委託事業提案者との間で委託契約を締結することになります。

(2) 中間検査

契約期間の中間時点で委託契約締結者に出向き、中間進捗状況（作業日報、経費の証拠書類等）の確認を行います。

(3) 委託費の支払い

委託費の支払いについては、委託契約締結者から委託事業の成果物として、委託事業の報告書等の納入と実績報告書の提出が行われた後、当機構はこれを受けて検査を行い、成果物の内容および実績報告書に問題がなければ、請求書の受領後に費用の支払いを行います。

8. 契約までのスケジュール

公募開始	平成 22 年 6 月 28 日（月）
問い合わせ締め切り	平成 22 年 7 月 5 日（月）13 時
公募締め切り	平成 22 年 7 月 12 日（月）17 時
審査・採択	公募締め切り後、早急に審査のうえ、結果を応募者に通知します。
契約	平成 22 年 8 月

以上